

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 町長に一つだけ伺いをしたいと思います。

先ほどの権限移譲の問題ですね。町長から答弁がありましたけれども、守っていくものといいますが、要するに生活環境なり地域を守っていくということでの法の網がかかっているものと、あとは計画的に活用していくんだというような部分での権限移譲の部分とが大別するとあるというふうに思うんですけれども、守るものに関しては、当然活用じゃありませんので、きっちり見据えて、今までの流れをくみながらやらなくてはいけないというふうに思うんですけれども、権限移譲の中で、この地域によっては特色ある活用ができるんだというような部分での権限移譲の部分というのも、例えば大枠で言えば保安林といいますか、森林の関係だと大きな目で見なければならぬからというような話の中でも、ただ、そういう中でも加美町としてこういうふうに活用できるんでないかというような部分もあると思うんですよ。その活用できる部分に関して、やはり職員の方々の発想なり地域を生かした権限移譲によつての利活用といいますが、そういう面での方向の分野があるのかどうか、またその分野があればどういふふうに行きたいかというようなことをまず一つ、これだけお聞きしたいと思います。

それから教育長、何回も申し上げて申しわけないんですけれども、やはり教育委員会、特に生涯学習課は、町全体として行政改革をやっていく中で一番最初に町民の反応が出てくるところのかなというふうに思っているんですけれども、そういった非常に何でも受けなければならぬという、何でも町民の思いを聞きながらさまざまな形ですり合わせしていかねばならぬという中で、本当は我々の加美町の進み方というのは行政改革の中ではこうなんでないかということ職員が町民と対等に強く言えるという方向性を見出すというか、教育長は「発想させるよ」と、あと「指導していくよ」ということなんですけれども、そういう自分たちの町を、職員も含めて町民の皆さんもこういうふうに行っていかなければ大変なんだよという部分の中で町民とお付き合いするなりまた事業を進めていかなければいけないのかなという、その辺についての考え、町長と教育長に一つずつお願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 御質問の筋をちょっと理解できない部分があるんですが、先ほど申し上げましたように、権限移譲の項目としては135項目ございます。その中には非常に簡単なものという表現がないの……、ちょっとなんですけれども、未登録犬等の捕獲・抑留に関する事務とか、ほとんど法律に規定されたもの、それからもう少し緩やかなといいますが、県条例で定められているもの等々があって、法律の分については非常に重いものが当然あるわけで

ありますね。さっき申し上げたように、こういうものも県の権限とかということがあるのでありますが、往々にして権限移譲というのは規制の方が多いんですね。例えば環境保護条例でありますとか、それから地下水の保全条例でありますとか、そういうものについては当然議会に提案をし、その町の考え方で守っていくといいますが、そういうものは権限ということではなくて、可能な業務として一応権限の中に入っているところが多いのでありまして、規制の方に関する権限の移譲が多いわけでありますので、今後、どうなんでしょうね、権限移譲を受けた場合に、住民の皆さんが手続上、非常にメリットがあるというものについて、やっぱり住民の皆さんのために積極的に受けた方がいいと思うんですね。町に手続をすれば、町がその権限を持っている。今までは必ず地方県事務所なり振興事務所なりに出向いていくという手数が省けて簡素化されるという部分については努力をしなければならない。ですけれども、住民の皆さんに直接メリットがなくて、役場の業務だけがふえていく、複雑になっていくというものについては、余り積極的に権限が欲しいと言っても仕方がないのかなという。よく言われますが、権限だけが来て財源がさっぱり、実際に大分かかるのに、その何分の1しか財源保証がないというようなことが往々にありますので、そういうところを見きわめながら考えてまいりたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 何度もお話し申し上げますけれども、これはあくまでも職員の指導と意識改革、と同時に、町民みずからの教育を並行して行っていかなければいけない。教育というのは時間がかかるものでなかなか難しい。上意下達でばたばたとやっしまえば一番簡単なんです、それは生涯学習の施設の性格から言って難しいと。要するに住民ニーズにこたえながら組織改革をやっていかなければいけない。殊に一番問題なのは、先ほど第1回目の答弁でお話ししましたように、団塊の世代がすぽっと抜けた場合に、全く新しい人たちがそこに行政の方から流れてきても、なかなか思うように住民ニーズにこたえられるような体制の中で施設の運営なり利用ができないという心配があるわけです。その方のところもあわせて指導しているところがございますので、時間がかかりますがお待ちになっていただきたいというふうに思っております。そういう方向で指導はしてまいります。以上です。（「以上で終わります。ありがとうございました」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上で、9番工藤清悦君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時30分まで。

午前11時21分 休憩

---

午前11時30分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、17番一條 寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔17番 一條 寛君 登壇〕

17番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、行政改革の進め方と障害者の方に優しいまちづくりについて質問させていただきます。

まず、行政改革の進め方ではありますが、我が町の財政状況は、今後、少子高齢化社会の進展と合併支援策の減少に伴い、財政状況は厳しさを増していくと考えられます。行政改革はこれからが正念場であると思います。行政の仕事を、本当に必要なものとそうでないものとに仕分けする手法として、民間のシンクタンク「構想日本」では、事業の仕分けが有効であるとして実践しておるようであります。具体的には、予算書の全項目について担当職員とともに徹底的に議論し、職員の納得のもとに、1)引き続き町がやるべき仕事、2)必要のない仕事、もしくは民間がやった方がよい仕事、3)他の行政機関がやるべき仕事に仕分けし、行財政改革を進めていくという手法のようであります。

このように、既存の利害などさまざまながらみにとらわれない民間の行政改革のプロの頭脳集団の力をおかりして行財政改革を進めることについて町長の考えをお伺いいたします。

次に、障害者の方に優しいまちづくりについて伺います。

車いすでの生活をされている家族の方より、陶芸の里スポーツ公園において大きな大会が開催される時は多目的トイレは使用できるが、小規模な催しの時は多目的トイレに施錠されており、使えないことがあったとのお話をいただきました。職員の方に事情を伺いましたところ、いたずらされて壊されたので施錠してあるとのことでした。車いすの生活者にとっては、どこでもトイレができるというわけではないので、予定しているところが使用できないとなると安心して出歩くことができないとのことでした。また、車いすのマークのついた駐車スペースに係員がおりながら、健常者が駐車することを黙認し、障害者が会場から遠い一般の駐車場に駐車せざるを得なく、車いすで会場へ移動しなければならなかったとのことでありました。そのことを通して、加美町は障害者に優しくないのではないかと指摘を受けました。

陶芸の里スポーツ公園でのことは、いたずらし、壊した方のモラルの問題とか、係員の十分な配置ができない等々の問題であると思いますが、障害者の方の社会参加が強調されている

今、障害者のニーズを十分掌握し、障害者の方が安心して社会参加できる町をつくるため、町民の意識啓発並びに今後の障害者のための施策をお伺いいたします。

関連することで、心のバリアフリーの観点から、耳の不自由な方に対して筆談で用件に応じることを示す「耳マーク」の設置についてお伺いします。

病気や突然の事故、次第に衰えてくる加齢などによって人生の途中で耳が聞こえなくなった方は、生まれつき耳が不自由な聾啞者と違い言葉を普通に話すことができるため、見た目には判断がつかず、その障害の特徴が理解されにくいといった問題があります。このような方々にとって耳マークは筆談で応じてもらえることを示すわけで、耳の不自由な方にとってはこの耳マークがあるだけでほっと安心するのではないのでしょうか。全国的に設置する自治体がふえております。我が町の行政の窓口にも耳マークを設置すべきであると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

また、直腸がんや膀胱がんの増加に伴い、尿意や便意をコントロールできず、特別な装具が必要なオストメイトは増加傾向にあると思われれます。オストメイトの積極的な社会参加を促進するためには、装具の着脱や洗浄などの施設を備えた専用のトイレが必要であると思えます。今後の設備の考え方を伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 一條議員から大きく二つご質問をいただきました。

まず一つは、構想日本での事業仕分けということですが、地方も国も一様に危機的な財政状況にあるということでもあります。そのことは認識をいたしております。高度経済成長時代におけるサービスの拡大路線からもう既に脱却をしながら、地域にとって本当に必要な仕事は何かということが今私たちに問われているところで、その検証が必要になってきているということはお話、御質問のとおりでございます。

先ほども申し上げましたけれども、行政改革大綱の策定に取り組んでいるわけですが、まず一つは、組織機構の再構築による事務執行の効率化あるいは事務事業の再検証、これは行政改革推進委員会等々で今見直しを行うということにしたいと思えますが、そのほかにいわゆる外部評価を取り入れることが有効であるというふうに思いますが、加美町の場合には、外部評価の委員会というものはまだ立ち上げておりません。今後大きな検討材料の一つであろうかと思えますので、御理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

構想日本というお話がありましたけれども、全国で十を超える数の自治体が事務事業の見直

し作業を行ったということが報道されております。事業費ベースで全体の15%は自治体が行うべきものではなかったという結果が出ているようであります。あるいは事業の数では半数以上が不要というものであったということで、非常に驚きであります。

また、お隣の山形市では、外部評価委員会というものを設置して検証作業を実施したようであり、またそれとは別に行政内部の自己評価も行った。ところが外部評価委員会と自己評価、内部評価では随分結果に差があったということでありまして、これはどういうことを意味しているのか。役人が仕事を抱えたがるのか、あるいは理解不足なのか、それはいずれの方向かは結論は出ないと思いますが、そういう部分で、総論的にはそういう観点が必要なんだろうというふうに思います。

一方、我が加美町に目を移した場合に、私自身は不要なもの、あるいは行政が手がけなくてもよい事業は、そうなのではないかと思っています。と申しますのは、私ども行政みずからが提案をし、箱物と言われるものを建設する場合がありますが、ほとんどの場合は議員さん方からの間接的な要望あるいは地区の住民の皆さんからの要望をどう具体化し、事業を実施するかということがまだたくさんございます。それは裏返しをすれば、地域整備、環境整備の例をとってみれば、まだまだ行き渡っていないというのが現実であろうかというふうに思いますが、今申し上げましたように、もう少し大所高所から事務事業全体を見渡しながら、評価なり見直しが必要なものについてはアウトソーシングなりをやっていく必要があるだろうと。8月16日の地震災害で、仙台市のプールで大変な被害がございました。PFIという手法でやった。たまたまそうだったのかもしれませんが、そういう現実の問題も起きておりまして、よほど慎重に行わなければならないのだろうというふうに思います。

それから、一番の目玉といえますか、何も基準がなくて支出がどんどんふえていっているなかなか大変な事業としては一般的な補助金がございますね、各種団体の。これは言うはやすし行うはかたしであります。やはり思い切った見直しが必要なのではないかと。これは何の基準もなく、私実感としておりますのは、旧3町それぞればらばらの補助金がずっと慣例的に出ております。もちろん、当然、必要な補助金もあります。あるいは事業として行っている部分もありますので、それはみずからの行動も含めて、考えも含めて検証、再検討を行っていかなければならない時代に入っているのではないかと。

いずれにいたしましても、評価システムの導入も含めて、今後民間ができるものは民間、本来行政の役割として行わなければならないものを検証しながら、早い機会にこの事業を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、障害を持った方々が安心して暮らせる町ということで、実は多目的トイレのお話が出ました。大変残念なことであります。こういう例は日中新田地区にもございました。夜間に、特定はできないのでありますが、年少者あるいは青少年だと思いますが、そこにたむろする、非行の巣になってしまうというようなことがあって、公園内のトイレをやっぱり閉めたことがございます。鏡を持ち去られる、便器が壊される、そういうことがありました。具体的に申し上げますと、西田公園、さわざくら公園の廁倉、全国トイレ100選に選ばれたトイレでありまして、今は開放していると思いますが、そういうときもありました。

これはお話にありましたようにモラルの問題でありますから、そういう意識啓発を十分に進めながらその設置目的をわかっていただいて、やはりみんなで努力をするということが必要であろうかというふうに思います。これは障害者の皆さんの駐車場もそうですね。今あいているから、そのほかもあいているのにたまたまとめるということもあると思いますが、常にあけておくというようなことが必要だろうというふうに思います。

それから、耳の不自由な方の耳マークですね。これは早速窓口に設置をすべきであろうと思いますので、改善をしまいたいと思います。そのための職員の研修といいますが、対応も当然のことながら行わなければならないと思っております。

ただ、署名入りで名前をはっきり言って苦情に近い形で役場に寄せられた案件がございました。御質問は耳の不自由な方ですが、目の不自由な方に親切でない、広報誌を配られても1人のためにだれも読むことができない、何と思っているんだという御指摘がございました。まさにそのとおりであります。これはボランティアの皆さんかなんかと相談をしながら、図書館に少なくとも広報の何月号ということで録音していただいて、テープで聞けるような。ただ果たしてそういう方が図書館まで行けるかどうか、これは疑問がありますので、何らかの方法をやはり考えるべきなんだろうと。

これは広報誌に限らず、町のお知らせもそうなんだよということがありましたので、大変難しい問題ではありますが、そういうことも含めて、障害者に優しくない町であるということを返上できるように努力をしなければならないと思っております。

それから、オストメイト対策対応であります。まず、町の施設がたくさんございます。一番出入りするところはどこなのか。あるいはそういう方々が何人いらっしゃるのか。各健康センターでは、あるいはある部分は把握はしているかもしれませんが、どちらに設置をすればいいのか。これは1カ所に設置してそれで終わりだということではないと思います。調査によりますと、施設費に大体50万円ぐらいかかるという計算があるようであります。それよりも場

所、スペースの問題でございます。旧中新田庁舎1階の町民課の前の廊下に多目的トイレを設置してございますが、ああいう建物の構造でありまして、大変狭いもので、なかなか入りにくい位置にありまして、あそこの出入りが見えないように目隠しをすると廊下が使えなくなる、もう少し場所は考えなければならなかったのですが、設置をしてもそのような状況であるのが現実でございます。庁舎問題も絡んでまいりますけれども、このことについては少し勉強

させていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

御質問は以上であると思いますが、よろしくお願いたします。

議長（米澤秋男君） 17番。

17番（一條 寛君） 事務事業の見直しで、内部でも見直しというお話がありましたけれども、自分で自分のことを見直すには限界があると思うんですね。さっき町長も言われましたように、慣例的に支出しているものもあるという、補助金等においてですね。こういうことも外部の目できちっと指摘していただくことによって、よりスムーズに進むのではないかなと。また、町民に対する説明も可能なんじゃないかなと思いますので、より速やかにといいますが、外部の目を使っての行政改革をお願いしたいと思います。

構想日本では、今まで八つの県と四つの市でやったそうで、町でやったところはないみたいでありますけれども、この八つの県に宮城県も入っているみたいでありますので、その辺、検討をよろしくお願したいと思います。やったところの情報によりますと、職員の方からそもそも必要性を考えさせられるいい勉強になったという声とか、職員の方の意識改革につながったというお話もあったそうでありますので、よろしく検討をお願いします。

それから、障害者の方についてのあれですけれども、都市部においては車いすが使えるトイレのマップ等がつくられているところもあるそうでありますけれども、まだまだ田舎では大体ありそうなところ、要するにヨークベニマルとか加美警察署とか、大体ポイントをつかんでおいてこの辺でという形でやっているそうでありますけれども、できれば今後の設備状況と、そんなマップをつくることも検討をお願いしたい思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず第1点であります、宮城県が構想日本で8県のうちの一つだったということですので、それは勉強させていただきます。情報をとりたいと思います。

それから、評価委員会についてはどういう組織がいいのか、どういう方々に入っていたければいいのか。行政改革推進委員会の中の御意見も伺いながら、設置をする方向で御意見を伺

いたいというふうに思います。

それから、まさに障害を持った方々のトイレと。マップですね。何らかの形で、一体どれくらいあるのか、私自身まだ把握いたしておりませんが、数力所あると思います。それから街中にも多分あると思いますが、そういうのは今後観光パンフレットなり町の案内のところに表示をすべきであろうと思いますので、考えさせていただきたいと思います。新しくつくる際、あるいは別につくってもそうお金はかからないと思いますし、あるいは当分の間、広報誌でお知らせをするということもあってよろしいかなと思うところでございます。（「どうもありがとうございました。以上です」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、17番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、1番佐藤正憲君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔1番 佐藤正憲君 登壇〕

1番（佐藤正憲君） それでは、ただいま議長より登壇のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

最初に、振興作物についてお伺いをいたします。

稲作、野菜、畜産と、本町の基幹産業である農業は、農業に従事する者の高齢化や後継者不足、さらには農業所得の低下等で、農業を取り巻く環境は年々厳しい状況になっております。今後は、各地域でいかに創意工夫を生かした取り組みを行い、魅力あるまちづくりを実践していくかが求められております。

こうした中で、国の米政策改革大綱に基づき、平成16年度から新たな米政策がスタートいたしました。加美町水田農業ビジョンにおいても担い手の確保、効率的な米生産、振興作物の推進計画等が策定されたところであります。特に転作の振興作物として大豆・ソバの作付が推薦されたところであります。その取り組み状況についてお伺いをいたします。

また、作業効率や労働力及び収益性等を勘案した場合、米にかわる作物として定着できる作物なのか、その将来性等についてもお伺いをいたします。

グリーンツーリズムにつきましては、旧小野田町から継続で取り組み、多くの中学生や親子等の農業体験を通じた都市と農村の交流を図る上で大きな成果を上げてきていると思われま。山菜栽培研究会や山菜里づくり等や各種農業関連助成事業等においてグリーンツーリズムを推進する上での関連性と、山菜栽培研究会、園芸特産重点強化費等の事業内容についてもお伺いいたします。

また、昨年4月に土産センターに隣接して山の幸センターが設置されましたが、農業振興を



図る上で、売り上げや利用者の動向等を含めた効果や作物の生産体制の状況等につきましてもお伺いいたします。

パークゴルフ場についてお伺いいたします。

パークゴルフについては、今や世界大会も開催されるまでに普及し、子供から老人まで気軽に参加できるスポーツとして人気が上がってきております。

やくらいパークゴルフ場につきましては、都市住民との交流拡大及び町民の健康と福祉の増進を図る目的として、ことし4月にオープンをしたところであります。つきましては、その利用状況についてお伺いをいたします。

やくらいパークゴルフ場への用水として、約2キロほど先の薬菜山北側の水源地から導入していますが、その工程の中で、一部道路に隣接する排水路の中に管を通してあります。一般的な工法として余り例のない工法ではないかと考えられます。こうした工法に至った経緯と関係者の同意等についてお伺いいたします。また、同様の工法が加美町内にあるものかどうかもお伺いしておきます。よろしく申し上げます。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 上着なしで失礼をいたします。お許しをいただきたいと思っております。

まず、水田農業ビジョン転作に伴う作物等々についてであります。我が町においての平成17年度の水稲生産目標数量1万8,846トンが配分されたことによりまして、面積転換で水稲で3,706ヘクタール、転作で1,484ヘクタールの配分を行っております。転作面積で1,563ヘクタールに達する実績見込みであります。そのうち大豆が415ヘクタール、ソバが120ヘクタール、飼料作物が493ヘクタール、それにネギ・タマネギ・白菜・山菜含めて58ヘクタール、そのほか477ヘクタールの予定といたしますが、今、進んでいるということでありまして、ゆうべのNHK、けさのNHKで加美町のソバの花が報道されておりました、面積もあって、非常に宣伝になったのかなというふうに思っております。

大豆・ソバの定着化の見通しということでありまして、ビジョンでは水田の有効活用と作物販売所得の増大等々、産地形成と農業を担う農家育成を目指しているもので、土地利用型の重要な転作作物として大豆・ソバともに位置づけを行っております。

この経過であります。ソバは平成15年度はわずか4ヘクタール、16年度、17年度は100ヘクタールを超えて、現在はもう120ヘクタールとなっております。県内有数の作付面積を誇っております。これは土地利用型ということでありまして、土地の状況にもよると思いま

すが、栽培技術、あるいは連作障害を回避するという点から、大豆とソバを組み合わせたブロックローテーションということで、農協と連絡をしながら指導しております。

販売面が問題だと思いますが、大豆は全農経由で出荷のほかに契約供給という販路拡大の体制構築を目指している。ソバについては地元消費、あるいは大口需要者への供給、あるいは加工の開発、付加価値をつけた商品としての販売を目指しております。民間の個人のそばのお店、それから駒庄等々で非常に評価がよくて、お客さんが遠くからもおいでになっています。

それから、山菜研究会というお話がありましたけれども、そこではワサビとの組み合わせも考えていらっしゃるようで、ソバとワサビの組み合わせの産業も今後少し広がっていくのではないかというふうに思っております。

それから、グリーンツーリズムであります。実践母体としては御案内のとおり加美町グリーンツーリズム推進会議がございます。平成17年度、今年度においては4月のファミリー農園への作付作業体験に始まって、5月には仙台市内とその近郊から三つの中学生が農業体験を通して交流事業を行っております。それから7月には夏休み親子体験事業としてジャガイモ掘りやそば打ち体験などの事業、親子キャンプ体験事業なども実施をいたしております。秋に向けて収穫祭ややぐらいの里祭りなどの相互交流を実施する予定でございます。

今後は、地域の住民の方々が率先して実施できるような体制づくりも必要ではないかと。受け入れということが大変なようでもありますので、もう少しその輪を広げていかなければならないのではないかとということでもあります。

先ほど申し上げました山菜研究会につきましては、平成12年度に旧小野田町に誕生して、26名の会員でスタートいたしました。平成17年度では会員数が55名となったようであります。小野田地区が48名、宮崎地区が5名、旧中新田地区が2名という割合のようであります。これは研修・研究会等々を重ねて種苗の研究、ワラビもぎ取り園の監修などの協力をいただきながら、栽培品目についての調査研究なども行っているようであります。

それから、特にそのほかのものとしてはタマネギ・白菜等々があると思います。継続的に栽培を行うための条件整備として畝立て機、ネギの皮むき機、パイプハウス等の導入をこれからも考えてまいりたいと思うわけでもあります。

それから、山の幸センターの効果についてであります。さんちゃん会が御案内のとおり運営をしていただいているわけですが、元気のいい施設として評価をいただいていることは御案内のとおりでございます。平成16年度にオープンしたわけですが、土産センターと山の幸センター、両センターを合わせて2億3,900万円の売り上げがあったようでありま

す。前年対比、平成16年度と対比して125%の販売額ということで、25%アップということでございます。これは薬菜山麓一帯のイメージアップ、あるいは交流人口の増大に大変いい効果をもたらしているというふうに思います。お客さんには新鮮・安全・安心・安いということの評価を長く持ち続けるように、組合員の一人一人が品種向上と生産の能力の開発に取り組んでいただいておりますが、今後も努力していただきたいというふうに願っております。

それから、パークゴルフ場でございますが、本年4月23日に開園をいたしました。8月末現在のトータルでございますが、営業日数が121日ございました。利用者は5,519人となっております。1日当たりの平均利用者数は46人ございました。中間のトータルでございますが、計画では66人の利用を設定いたしましたので、利用人数の中では68%の利用で、まずまずでないかなと思っております。非常に暑かったり雨の日が多かったりということでもありますから、これから評価がふえて伸びていくものと期待をいたしております。

それから、いわゆる薬師の湯と温泉セットなどの企画もあまして、その利用者数が824人となっているようであります。それからいろいろなパークゴルフ場主催の大会も月に1回ぐらいいペースで開催をいたしておりますし、芝が大変良好で評価が高いということでもあります。ただ、非常に残念なことに、私ども期待をしたんでありますが、地元小野田地区の会員数が、愛好者が伸び悩んでいると。ほとんどふえていない……、少しはふえたんですかね、そういう状況でありますから、ぜひぜひ会員増強にも議員さん方も力をかしていただきたい、そう思うところであります。

それから、パークゴルフ場内のいわゆる導水管の布設ということですが、私も現場を調査いたしました。大変いい水が出ているところであります。薬菜山、この周辺ではただ1カ所、飲料水としても適当な名水と言われる、昔からあった水だそうでありまして、恐らく船形山系からの伏流水といえますか、湧き水なんだろうと。古内町長時代からこの水を利用するという構想があったようでありまして、御指摘のようにポリの管100ミリから75ミリで導水をいたしております。

これは工事費等々の関係もありまして、いわゆる排水溝、道路の側溝に一部露出した形でといますか、側溝の中に管を布設してございます。側溝の設計は非常に大雨を予測した設計になっておりまして、現在のところ何ら支障がなく路面排水あるいは薬菜からの排水も処理できているようでありますので、これは町道でございますので、管理部門である建設課の技術担当とも協議をして現在のような方法で布設をしたということでありまして、町内のほかの例としては、公にはないようではありますが、今後も余り出てこないと思いますが、現在そのような形

で安定的な水の供給ということと、それから井戸を掘る必要がなかったということと、場合によっては災害等々があって、1年じゅうかれることがないんだそうであります。冬場には一部ポンプアップ、圧送している部分がありますが、冬場には積雪の関係もありますし、パークゴルフ場がクローズしますのでバルブを閉めます。そのときに再開を、あけたときに空気がパイプ内に入ってまいりますので、そのエア抜き、空気を除去するためにも埋設が適当でなかったということもあって、排水溝内に設置をしたということでございます。管理上、必要な特殊工事だったということでもありますので、ほかには余り例がありませんし、だからといって民間の方々水道管を側溝に布設していいかということ、そういうわけにはいかんだろうと。場所と条件がたまたまマッチして、そういうことでパークゴルフ場に導水をしたということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 1番。

1番（佐藤正憲君） ただいま町長の答弁ですと、排水溝の中に入れた管につきましては何ら関係ない、異常ない、いいというお話でございますが、あの近辺には農家がございます。そうしますと、町でやったことが正しいことになると、当然あの辺の農家の方もあのような工事をやることもあり得ると思いますが、その点について町長はどのような考えを持っておられるかお伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 御案内のとおり、この水源からは利水組合の水利権があるそうでございます。組合長さんは加藤孝志さんなそうありますが、下流にため池をつくって利用されているということでもありますので、そのほかの方々がその水源を利用するということであれば、水利権者に許可をいただかなければならないというふうに思います。個人の方が直接そこから個人的に引くということは恐らくできないのではないというふうに思います。公の公共施設に使用させていただくということで町も組合の了解をいただいてパークゴルフ場に導水をしたということでもありますので、個々の具体的な事例が出たときに組合と御相談をしていただくということになると思いますが、水利権が発生をいたしておりますので、なかなか難しいのではないかなと考えます。

議長（米澤秋男君） 1番。

1番（佐藤正憲君） 水利権が発生しているということでございますけれども、加藤孝志君の組合が水利権を持っているということですか。（「伺っています」の声あり）そうすると、加藤孝志の水利権を譲り受ければ、あの排水溝の中に管を入れて運んでもいいということに、そ

のように御理解していいですか。

町長（星 明朗君） 御質問、それだけですか。（「はい」の声あり）一問一答でなくて、すべて質問していただいてお答えしたいと思います。（「立っているから、言わいん」の声あり）

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 今申し上げましたように、水利権の問題もありますし、個人的に個々の事例で違ってくると思いますが、今回は公のパークゴルフ場に導水するというので、協議の上、許可をいただいているようではありますが、個人的に過去にあったかどうかはわかりませんし、今後そういうことが出るかどうかわかりませんが、余り好ましいことではないのかなと思います。その時点、時点で水利権がある組合ともしかすると町も相談にあるいは入る必要があるのかなというふうに思います。

議長（米澤秋男君） 1番。

1番（佐藤正憲君） 最後に、一般的にあのような工事はよくないものと思っておりますし、一般の民間の方々もそのような意見でございます。再度検討していただければ結構だと思います。終わります。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、1番佐藤正憲君の一般質問を終了いたしました。

昼食のため1時15分まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

---

午後1時15分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番、15番尾形 勝君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔15番 尾形 勝君 登壇〕

15番（尾形 勝君） 15番尾形でございます。

ただいま議長より登壇を許可されましたので、さきに通告しておりました2カ件について質問をさせていただきます。

一つ目は、個人情報保護法と納税組合。二つ目、町有地の利活用と精査という2点について質問させていただきます。

9月議会は、決算議会と呼ばれております。それに関連をして設問をさせていただきます。

一つ目、年々税の滞納者と滞納額がふえる傾向が見受けられております。その一方で、税の

収納率の向上と納税者の利便性を考慮して各地区に納税組合を組織し、奨励金や報奨金を出して納税者の税に対する理解と協力をお願いしてきた経緯がございます。そしてその徴収をＪＡや銀行が代行しております。納税組合では、その月の納税額を各個人に示し、その月の当番の組合員が払い戻し用紙を持参し、それに氏名等、金額、口座番号を記していただき、回収して組合長に渡し、組合長はそれをＪＡや銀行に持参し納めるといような仕組みになっているようですが、この徴収方法は、個人の秘密保護、個人情報保護法に反しないかを伺うものでございます。

二つ目、年々町の財源は厳しい方向にあります。行財政改革は急務であります。行財政改革はむだを省く、いわゆる歳入よりも歳出に気を配りながら進めていかなければならないと思います。しかしその一方で、町民の要望や合併時の新町建設計画の遂行、また、高い確率で起きるであろうと予測されております宮城県沖地震等々、大変頭の痛い時代でございます。しかし町長は、過去のしがらみや義理・私情を捨て、強い決意と信念を持って行革に取り組みなければならない、当たり前のごとでございます。私はその一つとして、数ある町有地を精査し、荒廃地や遊休地をただただ維持管理することだけでなく、町民のために利活用する、あるいは処分、売却も含めて考えるべきと思うが、町長の所見を伺うものでございます。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） まず第１点でございますが、個人情報保護法と納税組合についてお答えを申し上げます。

情報ネットワークの拡大や大量の高速処理化など、高度情報化進展に伴いましてプライバシーの問題が発生をしておりますことは御案内のとおり、御意見のとおりでございます。したがって、個人情報の管理については一層の注意が必要でございます。

町においても６月の議会で御承認をいただきました加美町個人情報保護条例がございしますが、第８条で、町が保有する個人情報の目的外利用や他の者への提供は原則としてできないものとなっているのは御案内のとおりであります。また、町が保有する個人の情報を納税組合という本人以外の者へ提供するという点についても、この規定にはある部分では抵触するのかもしれない。ただ、この条例には幾つかの例外規定が設けられておるのも御案内のとおりであります。本人の同意があるとき、あるいは他の公共団体などに提供することが町の事務遂行に不可欠であり、そのことが本人の権利・利益を侵害しないときは情報の提供ができることということにもされております。

納税組合が個人の税情報を取得して税務事務を行うことについては前からの継続ということもありますが、納税者みずからの意思で納税組合に加入をし、本人が同意しているということでもありますから、本人の同意があつてというよりも、本人が了解をして入会をしているということで理解をしても差し支えないのでなからうかというふうに思います。

また、納税組合に町が情報を提供するという事は当然のことながら税の徴収を委託することでもありますから、あるいは取りまとめをするということでもありますから、この情報提供は、その事務を遂行の上でなくてはならない行為なわけでありまして、条例上問題はないのではないかと考えています。

ただ、納税組合自体が、あるいは組合長さん自身が、その情報の重要性を十分に認識いただいて、そして細心の注意を払うことでもありますし、また情報を漏洩したりするようなことがないように意識を新たにしていきたい、そう思うところでもありますし、個人情報保護の意識もこれからも啓発をしていかなければならないと思います。

これまでの納税組合の加入が、自動的に税情報の取得・提供を了解したものと解釈をされてこれまでは行ってきたわけではありますが、今後は、新たに加入する場合等々において、書面での組合員の同意をいただくというようにするなどの運用改善が図られていかなければならないのではないかと考えています。

ただ、少し心配されますのは、そういう面倒なといいますが、改めて情報ということに観点を置いた場合に、組合の組織率等々が低下していくのではないかとというようなことも懸念されますので、納税組合長さん方の会議等々で、そのことの説明や趣旨の徹底、意識啓発などを行っていかなければならないのではないかとというふうに考えております。

それから、2番目、町有地の利活用等々であります。まさに御意見のとおりでございます。加美町では、合併して三つの地区になるわけですが、14カ所で8万7,677平方メートル、中新田地区に10カ所、小野田地区に1カ所、宮崎地区に3カ所のいわゆる遊休地がございます。住宅用地、あるいは売却、さらにはいろいろな公共施設の建設用地として今後考えていかなければならないと考えております。合併による統合保育所の完成によりまして三つの施設跡地ができるわけですが、それらの跡地の利用等々についても考えていかなければならないと思っております。売却あるいはいろいろな利用方法ということを現在も検討中なのですが、結論が出ないということもありまして、現在のような状況になっているということでございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 15番。

15番（尾形 勝君） 今、納税組合の方なんです、過去からずっとその流れで来たから、あるいは本人の了解も得ているのではないかなというようなことも考えながら、町長は、でも若干まずいところもあるのではないかなと、そういうような答弁であります、厳しくすれば組合の理解なり組合員の協力なりというということ、いわゆる収納率が悪くなることは当たり前です。例えば納税組合をそういうことで解散しますと、あるいは口座番号は教えられませんと、そういうふうになれば、当然収納率が下がるのは当たり前で、収納率を上げるために納税組合というのを組織して、報奨金なり表彰なりをいろいろしたりしてきた経緯があると思うんですが、やはり今、個人の秘密、プライバシー、そういうものが漏れて、いろいろな事故・事件が起きております。こんな小さな町だから、今までやってきたことだから、そんなに心配することはないんじゃないかと、町長は言わないが、腹の底にはそのくらいのことがあるんじゃないかと私は思うんですが、それよりも税金が欲しいと、収納率を高めてほしいというのは恐らく執行者の考えだと思うんですが、それはそれとして、やはり収納率の下がらないような、悪くならないような徴収方法を一つ考えてみる必要もあるだろうし、あるいはほかのやり方もいろいろ検討してやるべきではないかなと思うんですが、今までのやり方では、私はだめだと思います。

ということは、例を挙げますと、漏れていることはないと思うという町長の答弁でしたけれども、お茶飲み話で、よく高齢者がグループホームになって、あるいは今コミュニティーというのが非常に重要視されてそっちこっちでいろいろなイベントなりしていますが、そういう場で「おらいで税金上がっていて、あの家で町民税1期で終わりだおんね」とか、「おらいの健康保険、何十万だけれども、あそこで何万円で終わりだどっしゃや」とか、そういうようなことがひどくなっていったときに、ただただ今までこうやってきたからというわけにはいかないような、済まされないような気がします。少しその辺を、徴収する側で収納率も下げないようなことでやってもらいたいと、こう思っております。

結局、払っている人が何と言われてもいいと思うんですけれども、払わない人が、「何であの家であんなにみんな働いているのに納めないのや」「1期で終わりなのや」とか「こんなに安いよ」というようなことことを多々聞きます。町長も聞いていると思うんですが、ひとつその辺を改善していつてもらいたいと思いますので、その辺、住民課長でも町長でも収入役でも、だれでもいいですから知っている方、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

それから、町有地なんです。今町長が言った14カ所ばかり町内にはあるようです。これに、荒れているのも何でもないんですか、これも町有地の一つだと私は考えているんですが、徳



陽相互銀行の跡地もそのままにしておりますし、それから今度は、あれは荒れているのも何でもないんですが、内水面事業を買ったというようなことで、こういうのがありながら、またさらに公有地を買わざるを得ないような状況、これからもいろいろあるかと思えます。

それで、これから庁舎を建設、審議会も立ち上げたことだし、そういう場所なりあるいは新町建設計画等には武道館も欲しい、あるいは一般質問なりなんなりでも宮崎地区に福祉の施設が欲しい、いろいろ要望なりそういう新町建設計画を遂行していく中で、そういうようなところ、きょう、どこにその庁舎を建てるんですか、どこに何をするんですかと言ったって、それは言えるものでもないし、そんなことは私は聞くつもりもないんですが、そういうところを大体、予想されるようなところは残して、やはりこれは処分してもいいと思う。まだとてもいい条件のところであれば、ここに括弧して住宅ということを書いてあったんですが、もし今、町内で町民が要望するくらい 100%住宅があったとするならば、町では少子高齢化施策、それから若者の定住、あるいは人口流出を抑える、いろいろな施策をしているかと思えますけれども、100%町民が満足するくらい住宅があったならば、こういうことは私はもう、嫁問題もやはり、解決していくような気がするんですよ。

例えば、国政選挙が終わったばかりですが、郵政民営化は行革の本丸だと小泉首相は言ったけれども、住宅を 100%満足させたら行革の、あるいはいろいろなこれからの問題の本丸ではないかなと、私はそう思っているんですが、町長、ただ「まだ金もかかるんですが」と言われればそれまでですが、条件さえよければ、あるいは条件を聞いてもらえるならば、民間にその土地をくれてもいいから、業者にくれてもいいから、ただし住宅を建ててくださいよというような条件をつけてやるならば、私は進むのではないかなと。それから町で、さっき言ったいろいろな施策を講じるのも少しは助け、その一助になるのではなかなと、私はこんなふうに思っているんですが、まず町長、その辺をお答え願います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず第1点であります、ちょっと誤解があったというか、答弁の仕方が悪かったんだろうと思いますが、漏れていないというか、そういうことがないとは私は思っておりません。当然のことながら個人情報も組合長さんのところに参ります。そこから月々、月掛けということであれば何円ですから、月に何ぼずつ納めてくださいという割り振りをするわけで、確かにお茶飲み話で出ること自体がおかしいんですが、その情報が確かなもので、そして組合から漏洩したものかどうかは別としてそういうことが多々あって、そういうことは町としても聞こえてくることもありますし、個人としても耳にすることがございます。で

すけれども、納税組合員としては、そういうことのある部分で組合長自身が順番でやっている部分もありますね、ある集落も組合もありますから、そういうことは理解の上で組合に加入をしていることがあるということをお願いしたわけですが、漏洩していいということではないので、そういう意味で、納税組合の組合長さん初めそれぞれが意識を新たに持って情報の漏洩などがないように啓発をしてまいりたいと思って申し上げたわけでありまして。

ですから今後は、新たに加入をするというような場合、あるいはもし必要があれば納税組合長さん方の会議があるわけでありまして、表彰式等々がありますから、そこで個人情報の保護ということの研修会等も含めて組合長さん方に意識啓発をして、いやしくも情報が漏洩するようなことがないように、そして場合によっては、必要であるということであれば、徴収率なり組合の組織率が下がったとしても、これは個人の自由でありますから、そうだったら私は組合から脱会をするということになっても仕方がないと思います。ですけれども納税、税の納入というのは国民の義務でありますから、当然組合があろうとなかろうと納めなければならない。できる限り徴収率が下がらないように口座振替制度でありますとか、行政改革の時代でありますから、本当は徴収係とか訪問徴収とかなくて100%に近い形で納税されればいいんですが、経済状態もあるわけでありまして、そうはいかないので努力をしているわけでありまして、そのことも踏まえた上で再調査あるいは同意をいただくということが必要ということになれば、そのことも実施をする、同意をいただくこともやむを得ないのではないかというふうに思います。

それから、公共用地の件であります、実は売却を予定しているところが数箇所ございます。中新田地区の一本杉で1,126平米、これは道路用地の代替地として取得した部分でありまして、売却をPRしたこともございます。それから新町バイパス通り、羽場字山鳥の3,282平米、これも平成13年2月から2月15日にかけてPRをして売却を、買ってほしいということをしましたんですが、なかなか買い手がございませんでした。坪6万8,000円と8万7,000円でありまして、買い手がなかったのであります。それから旧職業訓練校についても売却をしたいということですが、買い手がなかった。御案内のとおり、上多田川小学校旧跡地は利用形態がないままに現在に至っているわけでありまして、そういうところも含めて、過去にも答弁申し上げたことがあるのであります、場合によっては無料で、年限を区切って貸して、そして10年間住んでいただいたら云々というようなことも考えるわけではないのであります、総ざらいをしながら、跡地利用についても考えながら、御意見のとおり処分なり売却なり利用促進を図ってまいります。

旧徳陽相互銀行跡地についても、地元の商店街などでも会議を持って、利用について意見を申し出るような傾向にありますので、それは利用促進に向かってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、一つ一つ精査をしながら利用促進を図ってまいりたいと。以上であります。

議長（米澤秋男君） 15番。

15番（尾形 勝君） 個人情報については、ここで幾ら力に語っても、とにかく情報が漏れないようなひとつ指導なりやり方をしてもらいたいと思います。

町有地なんです、売るということは非常に簡単なことなんです、場所のいいところであれば本当に無償で業者に提供しても住宅などを建てていただいて、今、工場誘致などをして本当にわいわい活性化しているようなんです、町長、昼間人口と夜間の人口といったら相当の開きがあると思うんですよ。町のために、あるいは現金が出るために、あるいは歳入といいますが、入ることも考えるならば、夜の人口もふやすようなやり方というのは当然考えなければ、固定資産税も町民税も何も入ってこないことになりまして、町で押さえておく、古川やほかの町に帰っていくようではだめですから、ここにとどまるようなどにかく施策をもらいたいと、こんなふうに思っております。

今これに関連してですが、後背地の大崎西部、昔の市場ですね、あそこか色麻と共有になっているのはどのようなあれでなっているのか。そして今後、どのようにそれをするつもりかを聞いて質問を終わりたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 個人情報保護については、なお今申し上げたとおりで、きちっとした形で意識啓発なり、守ってまいりたいと思います。

それから、町営住宅というお話が前段でありました。町営住宅の建設につきましては新たな建設といいますが、更新は別として新たな場所への住宅建設というのは今のところ考えておりません。と申しますのは、旧中新田地区を中心にであります、民間のディベロッパーが随分宅地開発をし、分譲住宅をつくっていただいておりますので、不足を来しているというようなことはないように考えておりますので、その状況を見ながら判断をしてまいりたいと。民間で建てて活用していただくというのは大変ありがたいことでもあります。ただ、戸数はふえても、残念ながら人口はふえていないようであります。そして、しかも新たに田川住宅等々を建設した際に、町内の移動とか核家族化に少し拍車をかけているような感じもしないでもないところがありまして、そういうところを総合的に判断をして住宅政策を行ってまいりたいと思ってい

ます。

それから、市場跡地であります、全体の面積は3万平米強でございます。いわゆる3町歩ですね。加美町が1000分の757、7割5分強でございます。色麻町がその残り1000分の243、2割5分弱、2割4分3厘というんでしょうか。これは権利が発生しておりますし、農協等々からは権利を放棄していただいて、残っているのはこういう状態でございます。それで畜産公社という形で残っているんでありますが、そこでいろいろ検討しているのではあります、何しろ2町にまたがっておりますので、どのような利用をされるかということがはっきりしたならば、色麻町に買っていただいてもよろしいですし、加美町が1000分の243、色麻町さんから譲り受けて利用するという方法もあろうかと思えます。

また一方、あの地域では年に1回、毎年であります、総合畜産共進会等々もやっておりますし、その他の利用もされておりますので、あの土地がなくなってしまうことによって少し不便を感じる部分もありますので、総合的にそういうことも判断をしてみたいと思っております。以上であります。（「ありがとうございました」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、15番尾形 勝君の一般質問は終了いたしました。

通告6番、4番一條 光君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔4番 一條 光君 登壇〕

4番（一條 光君） ただいま議長より許可をいただきました4番の一條でございます。

今回は、通告に従いまして、小中学校の再編についてお伺いをいたします。

加美町が誕生して3年目を迎えました。最近は行政組織が機能し、地域住民も落ちついてきた感じがいたします。

しかし、冷静な目で、客観的な立場で今回の合併効果を見詰め直したとき、果たしてその成果は上がっているのかとなると、必ずしも満足させる域には至っていないような気がいたします。

合併こそが最大の改革なんだと、陳腐なことばかり言い続けるわけにはまいりません。そろそろ取り組まなければならない課題の一つに、教育現場の整備があると考えます。これまで年々小規模化しつつある学校に手がつけられなかったことが、町の合併によって枠組みという前提が崩れ、統廃合の選択肢が大きく広がってきたのであります。以下、4点について課題を掲げながらその必要性を伺います。

学校教育法施行規則第17条に、小学校の学級数は10人以上、18以下を標準とすると規定されています。このことは年次ごとのクラスがえを前提とし、生徒会活動、クラブ活動等を可能に

し、もちろん複式学級の存在を想定したものではありません。現在、加美町には三つの中学校と、分校を含め11の小学校が存在します。しかし、11の小学校のうち四つの小学校が複式学級のある学校とのことであります。1人の教師が2学年の子供たちを教える複式学級は、教師に過度な負担をかけるだけでなく、教わる側にとって空白のある授業形式は変則的であり、だれが判断しても子供たちにとって望ましい学び舎の姿とは言えません。おのずとこういう学校に赴任を希望する教師は限られることから、教育事務所がその後の勤務にあめをなめさせながら確保しているのが実態だと言われています。やはり「学びたい学校づくり」とともに「教えてみたい学校づくり」が質の高い指導体制に連動するものと考えます。